

新			旧			改正理由
別表第2（第52条関係）			別表第2（第52条関係）			夏季休暇取得期間の終期を10月31日から9月30日に変更するため。
休暇の種類	理由	期間	休暇の種類	理由	期間	
8 夏季休暇	(略)	一の年の7月1日から <u>9月30日</u> までの期間内につき5日以内	8 夏季休暇	(略)	一の年の7月1日から <u>10月31日</u> までの期間内につき5日以内	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この規則は、令和3年6月22日から施行する。</p>						

「地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則」の一部改正について

1 改正の趣旨

夏季休暇の期間については、7月1日から10月31日までの4箇月間としているが、夏季休暇の集中的な取得及び年間を通じた年次休暇の取得を促進するため、期間を1箇月短縮し、7月1日から9月30日までとする。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和3年6月22日

4 その他

契約職員や非常勤職員等の本就業規則とは別の就業規則で休暇を定めている職員については、毎年、人事部長通知を発出し、夏季休暇の期間を定め、職員に示すこととしている。

本件改正内容を反映した人事部長通知を、早急に発出する予定である。